

臨床研修はどこまで労働か？

国立病院機構東京医療センター

副院長

加藤 良一

医師を養成するには膨大な社会的資源が必要です。医学生は膨大な時間をかけて医学を学び、医師国家試験合格で一区切りを迎えます。しかし、医師免許を取得しても臨床医として独り立ちはできません。臨床医に必要な最低限の素養を身に着ける2年間の初期研修、さらに専門領域における診療能力を身に着けるための数年間にわたる後期研修という研鑽を積み、ようやくある程度独り立ちして診療を行うことができるようになります。

臨床研修は労働であるという考え方に従うと、労働法制の制約により日常的に1日8時間、週40時間を超えて臨床研修を行うことはできません。しかし、週40時間の研修で良質な臨床医を育成するのは困難であることは、臨床研修医、臨床研修指導医共通の認識ではないでしょうか。医師免許取得直後は知識、技能の吸収能力が最も高い貴重な時期です。この時期に集中的に猛烈な研鑽を積みなければ日本の医療を支える良質な臨床医となることはできないと考えるのは論を待たないと思います。

平成29年1月20日、『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』が厚生労働省で策定され、「・・・労働時間を超えて事業場内にいる時間について・・・自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならない・・・」と記載されています。解釈によっては、指導医から明日手技Xの術者をさせるから勉強してきなさいと明示的に言われ、勤務時間後自主的に院内で手技Xを実施するのに必要な解剖、生理、手順、合併症への対処法などを勉強後、シミュレーターでトレーニングして明日に備えた場合、時間外労働とされてしまいます。さら

に、手技Xが実施されるのを見学した際、手技Xについて勉強してきたら次の機会には術者をさせるからと指導医から言われた場合や、手技Xについて勉強をしてシミュレーターでのトレーニングを経験してはじめて術者になれるのが慣習である場合、黙示的に勉強を指示されたと解釈され、手技Xを経験するための自主的な研鑽を勤務時間外に行うと時間外労働を行ったと判断されてしまう恐れがあります。

臨床研修は労働的要素と自主研鑽的要素が混然一体となり成り立っていて、研修医は勤務としての研修以外に、指導医の指示によらない自主的研鑽を定められた勤務時間内、勤務時間外に時間をやりくりして行っているというのが実情ではないでしょうか。また、同じ医療行為でも最初は研鑽的要素が強くても、ある程度研鑽をつめば労働的要素が強くなると考えられます。臨床研修医が病院にいる時間を指導医の指示により労働している時間帯、指導医の指示によらず自主的に研鑽を行っている時間帯、どちらにも属さない時間帯に明確に区分することは困難です。医療安全、健康管理という観点からは米国の様に病院で研修できる時間を週80時間以内などと制限する必要があります。しかし休憩時間を除き週40時間以上病院に居ても、臨床研修の特性を考慮し、週40時間分を労働とみなし、それ以外は明示的に研鑽的要素を含まない時間外労働を指示された場合を除き、自主的な研鑽とするなどしない限り、働き方改革が声高に叫ばれている昨今、労働法制の側面から臨床医の質の低下をまねいてしまうことが危惧されます。医師一般の働き方の議論はさておき、研修医においては通常の労働者とは異なる柔軟な労務管理の考え方が必要ではないかと考える次第です。